

武蔵野市第四次 男女平等推進計画

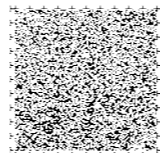
すべての人が
互いに人権を尊重し
性別等にかかわらず
いきいきと暮らせるまちづくり

概要版



平成 31(2019)年3月
武蔵野市

このリーフレットには、表紙の右下と、裏表紙の左下に音声コードが印刷されています。専用の読みあげ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



はじめに

本市では、平成29(2017)年に施行した「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきました。しかし、社会慣習や政治の場などにおける男女の不平等感を感じている人は依然として多く、性別役割分担意識や男女間の賃金格差などの問題が根強く残っています。

このことから、すべての人が互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、自分らしくいきいきと暮らすことのできる男女平等社会の実現を目指し、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、第四次男女平等推進計画を策定しました。

※「性別等」…人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。“性別等”という表現で、男女の別だけではなく多様な性のあり方を表しています。

計画の目指す将来像

すべての人が、互いに人権を尊重し、
性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、
生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちを目指します。

計画の基本理念

本計画の基本理念を、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に基づき、次のとおりとします。

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- (3) 立案・意思決定の場への平等な参画
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的な取組への理解
- (7) 特に困難な状況にある人などへの支援
- (8) 教育や学習の場における意識や態度の形成

計画の位置付け

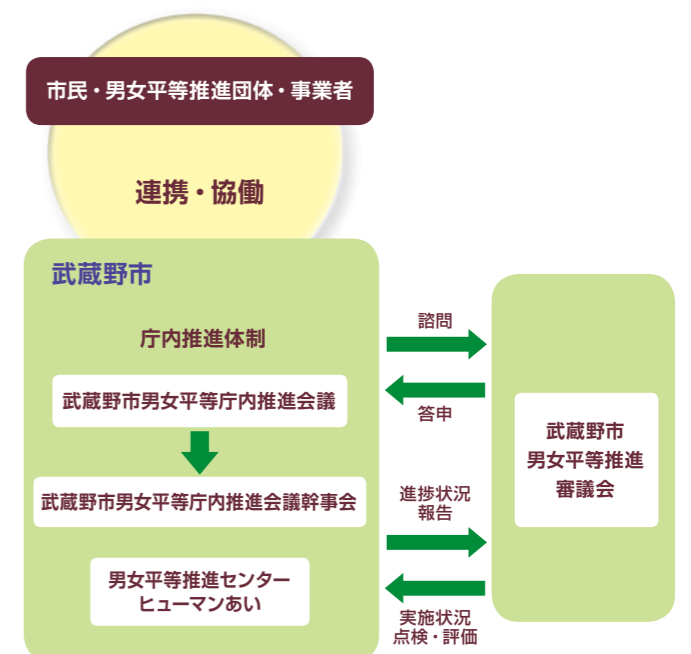
本計画は、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づき策定する計画です。

また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の「市町村基本計画」として位置付けます。

計画の期間

本計画の期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間としています。

推進体制



基本目標 I

男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、すべての市民が、性別等にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じ

て男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵野市の学校教育を、より一層推進します。



基本施策 1 男女平等の意識づくり

★印は重点施策

(1) 男女平等の意識啓発 (★)

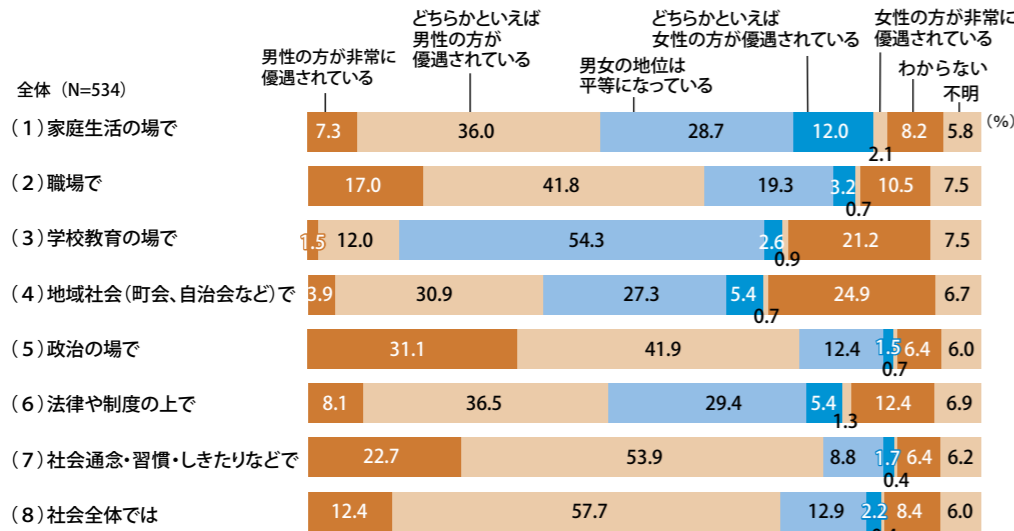
基本施策 2 男女平等教育の推進

(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

基本施策 3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり 新規

(1) 性の多様性に関する理解の促進 (★) (2) 性的マイノリティ等への支援 新規

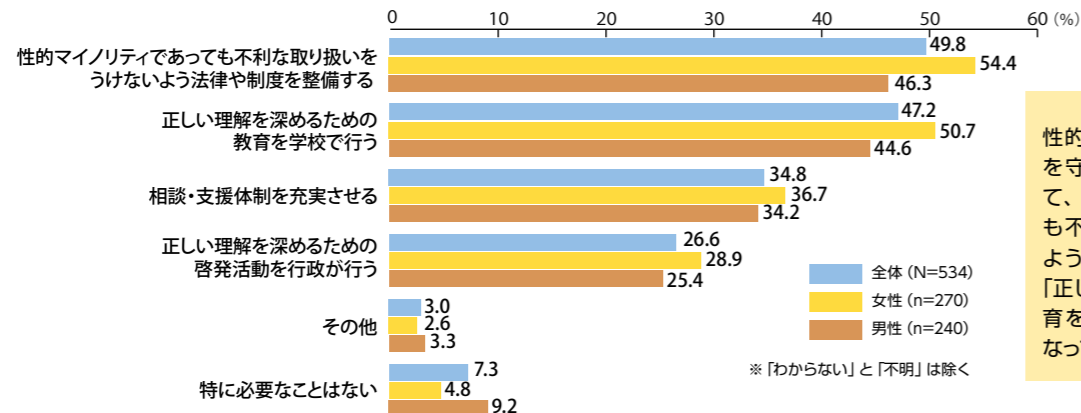
図表 I-1 男女の地位の平等感 (全体)



資料: 「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成29年度)

男女の地位の平等感について、『学校教育の場で』は、回答者の5割以上が男女平等であると感じている一方、『社会通念・習慣・しきたりなどで』『政治の場で』『社会全体では』で男性が優遇されていると回答した人は7割を超えており、社会の様々な場において、いまだ不平等だと感じている人が多いことが伺えます(図表 I-1)。

図表 I-2 性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策 (全体、性別: 複数回答)



資料: 「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成29年度)

性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策として、『性的マイノリティであっても不利な取り扱いを受けないよう法律や制度を整備する』、『正しい理解を深めるための教育を学校で行う』が約5割となっています(図表 I-2)。

基本目標 II

生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者などと協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活へのかかわりや地域活動への参画を促進し、男女それ

ぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発に努め、市内の事業者と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、女性の再就職支援や起業支援、政策・方針決定の場や地域活動・防災活動の場における女性の参画など、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

武蔵野市女性活躍推進計画

★印は重点施策

基本施策 1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 (★)
(2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

基本施策 2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

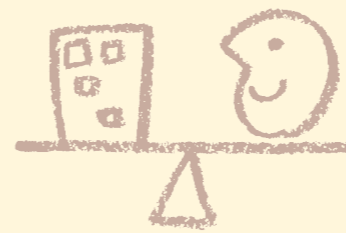
(1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

基本施策 3 子育て及び介護支援の充実

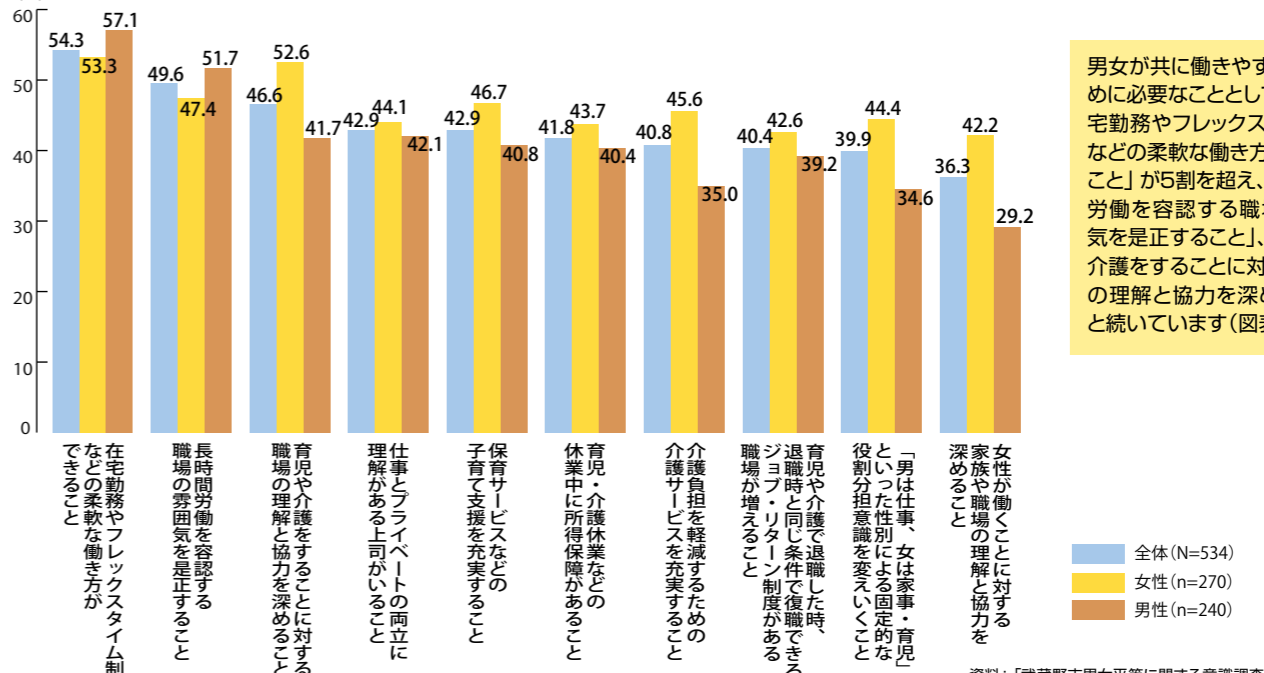
(1) 子育て支援施策の充実 (★) (2) 介護支援施策の充実

基本施策 4 あらゆる分野における女性の活躍の推進

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 (★)
(2) 女性の再就職支援・起業支援 (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進



図表 II 男女が共に働きやすくなるために必要なこと (上位 10 位)
(全体、性別: 複数回答)



男女が共に働きやすくなるために必要なこととしては、「在宅勤務やフレックスタイム制などの柔軟な働き方ができること」が5割を超え、「長時間労働を容認する職場の雰囲気是正すること」、「育児や介護をすることに対する職場の理解と協力を深めること」と続いています(図表 II)。

資料: 「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成29年度)

基本目標 III

人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力(DV、デートDV)や性に関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性であり、女性の尊厳を傷つけ、男女平等社会の実現を著しく妨げるものです。

そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体

系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。また、多様な人が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭や高齢者、障害者への支援に努めるほか、それぞれの性を理解し尊重し合い、個人の自己決定権や権利としての健康が生涯にわたり保障されるよう、必要な支援を行います。



基本施策 1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

★印は重点施策

武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画

- (1) 暴力の未然防止と早期発見(★)
- (2) 相談事業の充実(★)
- (3) 安全の確保
- (4) 自立支援
- (5) 推進体制の整備

基本施策 2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

- (1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

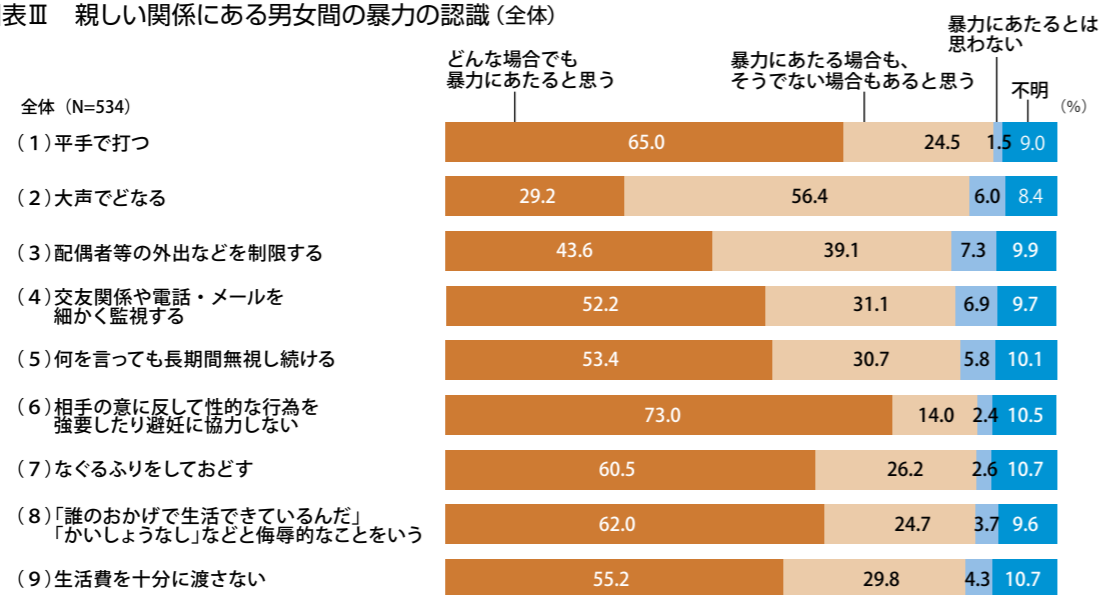
基本施策 3 特に困難な状況にある人への支援

- (1) ひとり親家庭等への支援(★)
- (2) 高齢者・障害者の方への支援

基本施策 4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

- (1) 各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

図表Ⅲ 親しい関係にある男女間の暴力の認識(全体)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成29年度)

親しい関係にある男女間の暴力は、『平手で打つ』などの【身体的なもの】のほか、【精神的なもの】や【性的なもの】があり、ここで取り上げた9項目すべてが暴力にあたります。そのうえで認識状況をみると、9つの暴力の項目のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合は、『大声でどなる』が約3割、『配偶者等の外出などを制限する』が4割台と、暴力に対する正しい理解が進んでいません(図表Ⅲ)。

基本目標 IV

男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

男女平等の堅実な推進には、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、推進計画や推進拠点を整備し、それぞれの特性を生かしつつ相互に関連させる必要があります。さらに、地域の男女平等を推進する拠点として男女平等推進センター「ヒューマンあい」の強化・充実が求められています。

そのため、「男女平等推進条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。さらに、男女平等の視点に立った表現の浸透に努めます。



基本施策 1 計画推進体制の整備・強化

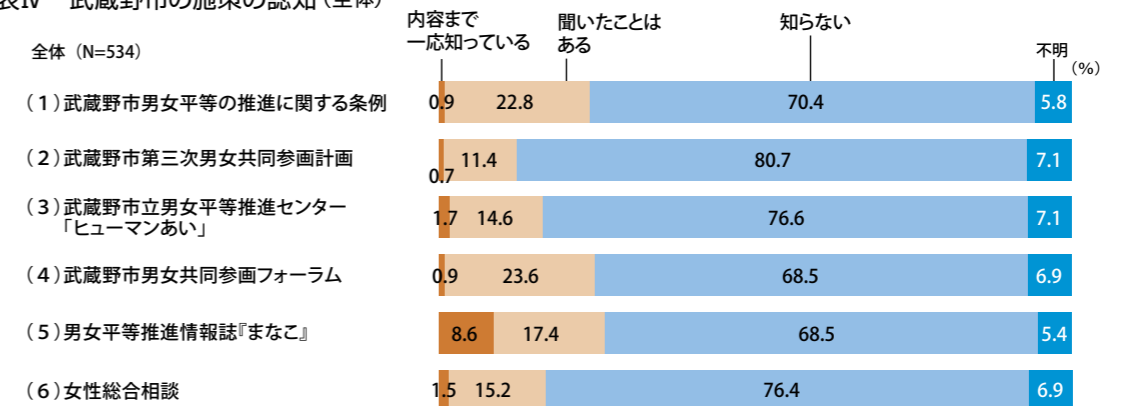
★印は重点施策

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
- (2) 市民参加による男女平等の推進
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)
- (5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知

基本施策 2 男女平等の視点に立った表現の浸透

- (1) メディア・リテラシーの向上

図表Ⅳ 武蔵野市の施策の認知(全体)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成29年度)

男女平等推進に関する市の施策の認知度(「内容まで一応知っている」と「聞いたことはある」の合計)は、『男女平等推進情報誌『まなこ』が26%で最も高く、その後、『武蔵野市男女共同参画フォーラム』、『武蔵野市男女平等の推進に関する条例』と続いており、すべての施策で認知度が3割に届いていません(図表Ⅳ)。

武蔵野市男女平等の推進に関する条例



武蔵野市では、一人ひとりが「自分らしい生き方」のできる、人権尊重の男女平等社会をめざし「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を制定し、平成29(2017)年4月1日に施行しました。

男女平等推進情報誌「まなこ」



1991年に創刊した男女平等推進情報誌「まなこ」は、企画・取材・編集を市民編集委員と市職員が協働で行い、ワーク・ライフ・バランスなど男女平等の推進に関する様々なテーマを取り上げて年3回発行しています。

数値目標

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認
		平成 29 (2017) 年度	平成 35 (2023) 年度	
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体 (団体数)	11 団体	15 団体	男女共同参画週間 事業報告書
基本目標Ⅱ 生活と仕事が 両立でき、 個性と能力を 発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合 (%)	57.1%	70%	市民意識調査
	市役所内の審議会等における 女性委員の割合 (%)	50.3% ^{*1}	50%	男女平等推進計画 推進状況調査
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数 (時間) 新規	213.2 時間	改定特定事業主行動計画の数値目標を目標とする	特定事業主行動計画
	市役所内における女性管理職の割合 (%)	11.4% ^{*1}		特定事業主行動計画
	市役所内における男性の育児休業の取得率 (%)	55.0%		特定事業主行動計画
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率 (%)	95.0%		特定事業主行動計画
	病後児保育 (人・か所数)	875 人 2 か所	第五次子どもプラン武蔵野の数値目標を目標とする	子どもプラン武蔵野
	一時保育事業 (幼稚園型) (人・か所数)	46,862 人 13 か所		子どもプラン武蔵野
	一時保育事業 (その他) (人・か所数)	5,965 人 6 か所		子どもプラン武蔵野
	保育定員 (認可保育所) (人・か所数)	1,902 人 20 か所		子どもプラン武蔵野
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	「DV 防止法」を知っている人の割合 (%)	35.0% ^{*2}	60%	市民意識調査
	女性総合相談・法律相談を知っている人の割合 (%)	16.7% ^{*3}	25%	市民意識調査
	学校におけるデートDV防止出前講座 (校数)	4 校	6 校	男女平等推進計画 推進状況調査
	乳がん検診受診率 (%)	14.4%	50%	健康推進計画
	子宮がん検診受診率 (%)	34.7%	50%	健康推進計画
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	「男女平等の推進に関する条例」を知っている人の割合 (%) 新規	23.7%	50%	市民意識調査
	男女平等推進センターを知っている人の割合 (%)	16.3%	25%	市民意識調査
	「まなこ」を知っている人の割合 (%)	26.0%	35%	市民意識調査

※ 1 平成29 (2017) 年4月1日時点
 ※ 2 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合
 ※ 3 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

男女平等推進センター ヒューマンあい



平成28(2016)年10月に市民会館1階にオープンした男女平等推進センター、愛称「ヒューマンあい」は、男女平等を推進するための拠点施設として、下記のような活動をしています。

役立つ講座やイベントの実施

男女平等社会に広く関心を持っていただくため、男女平等に関する様々な講座やイベントを開催しています。



- ・女性の活躍推進
- ・男性の子育て支援
- ・多様性を認める社会について など



男女平等を推進する団体活動支援

男女平等推進団体として登録された団体に下記の活動支援を行っています。

- ・活動補助金
- ・男女平等推進センターの会議室優先利用
- ・印刷機利用
- ・ロッカー利用 など



▲会議室

女性総合相談 (1回 50分/予約制)

自分自身のこと、家庭・職場・学校での人間関係など、暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。

女性法律相談 (1回 30分/予約制)

離婚・扶養(養育)・相続などの法的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じます。

予約受付番号 **Tel 0422-37-3410**

予約受付時間 **9:00 ~ 22:00** ※木曜・年末年始を除く

相談者のプライバシーは守ります。安心してご相談ください。

情報収集と提供

男女平等推進情報誌「まなこ」の発行のほか、市や他の自治体の講座・イベント情報などを提供しています。また図書コーナーには、女性問題をはじめ、育児、介護、暴力、性教育など多岐にわたる男女平等に関する図書が約1,900冊あり、閲覧と貸し出しを行っています。専門書・雑誌からコミックまで幅広く取り扱っています。



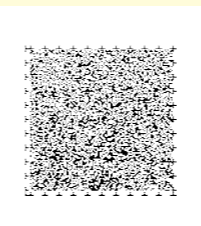
▲交流コーナー



▲図書コーナー

調査

男女平等に関する市民の意識調査等を実施します。その結果を男女平等推進計画の策定につなげていきます。



※元号「平成」の表記について

政府は、退位特例法の施行日を「2019年4月30日」とする政令を閣議決定し、翌日の5月1日から新しい元号に改元されます。本計画においては、市民にわかりやすいよう元号と西暦を併記しました。なお、改元後の表記については、新たな元号が決定していないことやわかりやすさを優先して、一部「平成」の表記を残していますが、新元号の施行後は、「平成」の表記は新元号に読み替えます。

利用案内



武蔵野市立男女平等推進センター
ヒューマンあい

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7
 Tel 0422-37-3410
 Fax 0422-38-6239
 Mail danjo@city.musashino.lg.jp
 開館 9:00 ~ 22:00
 木曜・年末年始休館

武蔵野市第四次男女平等推進計画

平成 31 (2019) 年 3 月

編集・発行：武蔵野市市民部市民活動推進課